



働き方改革は進んでいますか？ 令和5年4月1日から改正労基法の適用猶予が 順次廃止されます

Point 1

自動車運転の業務においても時間外労働の上限規制 が適用されます（罰則付き）

2019（平成31）年4月1日に施行された改正労働基準法が5年の猶予を経て、
2024（令和6年）4月1日から自動車運転の業務に従事する労働者にも上限規制が適用されます。

	～2024（令和6）年3月31日	2024（令和6）年4月1日～
自動車運転の業務	上限規制は適用されない。	・ 特別条項付き協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間（休日労働を含まない）。 ・ 時間外・休日労働について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規制が適用されない。 ・ 「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制が適用されない。

時間外労働の上限が
短くなります

今ここ！
変わります

時間外労働の上限規制

現在

一年 1,176時間※

2024（令和6）年4月1日～

一年 960時間

※所定労働時間8時間・休憩1時間と仮定
 $40H \times 52W = 2,080H$ （年間法定労働時間）
 $2,080 \div 8 = 260H$ （年間休憩時間）
 $293H \times 12M - 2,080 - 260 = 1,176H$
〔総拘束時間より算出〕

月18時間の
削減が必要!!

改善基準告示の見直し

厚生労働省では令和元年から改善基準告示の見直しに取り組んでいます。

令和4年12月までに改善基準告示改正予定
令和6年4月 改正告示施行

改善基準告示が
今後見直されます

Point 2

時間外労働の割増賃金率が変わります

現行の割増率



改正後の割増率

中小企業

25%

中小企業

25%

50%

中小企業の猶予措置が

2023（令和5）年4月1日
に廃止されます。

**60時間を超えた時間外労働に対し、
中小企業も5割以上の割増賃金を支
払わねばなりません。**

準備は進んでいますか？
こちらもチェック！

トラック運転者の長時間労働改善に
向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>



ドライバーの長時間労働につながっているかもしれない問題やその解決につながる施策候補例なども確認できるサイトです。



簡単自己診断

始めてみよう改善活動

荷主のための
物流ワンポイント講座

トラック運転者の労働時間
短縮動画セミナー



厚生労働省

静岡労働局

労働基準監督署

お困りごとはございますか？ご相談は①でも②でも承ります

①静岡働き方改革推進支援センターにご相談ください



無料で専門家にご相談いただける
ワンストップ支援を目指す相談窓口があります

(厚生労働省静岡労働局委託事業)

人手不足に対応するため
にどのようにしたらよい
か教えてほしい

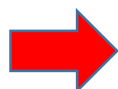
助成金を活用したいが利
用できる助成金が
わからない

労働時間を短縮したい

年次有給休暇の取得率を上
げるにはどうすればよいか



こんなお悩みはありませんか？



4つの取組をワンストップで支援します。
※すべての事業主の方がご利用いただけます。

取組1 長時間労働の是正

取組2 同一労働同一賃金

取組3 生産性向上による
賃金引上げ

取組4 人手不足の解消に
向けた雇用管理改善

そのお悩み、解決できるかもしれません！

働き方改革推進支援センターに ご相談ください

社労士などの専門家が無料で相談にのりアドバイスします。

【個別訪問によるコンサルティング】

労務管理の専門家（社会保険労務士）が訪問しコンサルティングを行います

【相談支援】電話・メール・来所での相談にお答えします

【各種セミナー】専門家によるセミナーを開催しています



静岡市葵区追手町44番地の1

静岡県産業経済会館5階

(受託者：静岡県中小企業団体中央会)

☎ 0800-2005451 (通話無料)

✉ work@siz-sba.or.jp

【受付時間】午前9時～午後5時

(土日祝・年末年始を除く)



②各署の労働時間相談・支援班にご相談ください



労働基準監督署に労働時間相談・支援班が
改正労働基準法・労務管理改善などのご説明・ご相談を賜ります

改正労基法の内容を
もっと聞きたい

☎わかりやすく丁寧にご説明します

もちろん
無料です

そもそも労働基準法には
どんなルールが定められ
ているの？

☎基本から丁寧にご説明します

労務管理上の課題を
探りたい

☎実情を伺いながら一緒に考えましょう



他社は
どう対応しているの？

☎他社の改革事例をご紹介できるかもしれません

労働基準
監督署



立入調査では
ないので
法違反の是正指導
はしません

★ 最寄りの労働基準監督署まで、お気軽にご相談ください！ ★

浜松署 ☎ 053-456-8148

富士署 ☎ 0545-51-2255

磐田署 ☎ 0538-32-2205

沼津署 ☎ 055-933-5830

島田署 ☎ 0547-37-3148

三島署 ☎ 055-986-9100

静岡署 ☎ 054-252-8106

下田駐在事務所

☎ 0558-22-0649



厚生労働省 静岡労働局 労働基準監督署